公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９７号
群馬県館林市楠町992番地の２　東部第２住宅－６
債務者　青木　　学
１　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３０４号
埼玉県飯能市大字中藤下郷25番地10
債務者　藤原　尚子
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０００号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番４－404号
債務者　笠井　　薫
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５６号
大阪府豊中市南桜塚４丁目10番24号
債務者　野田美知子
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６８号
大阪府高槻市玉川２丁目37番404号
債務者　今井　邦子
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１４号
大阪市住吉区千躰１丁目２番９号
債務者　古井　純一
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３１号
大阪府高槻市須賀町48番９号
債務者　前島　芳美
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３２号
大阪府高槻市須賀町48番９号
債務者　前島　史彦
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４８号
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目１番27号マンションオアシス207号
債務者　鹿ノ内・三沢こと　林　　聖子
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２４号
大阪府豊中市宮山町１－７－26、住民票上の住所三重県桑名市大字大福411番地１　コーポ江原島302号
債務者　長舩　克博
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２８号
大阪府茨木市東宮町１番13号
債務者　北尾　淳子
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９３５号
大阪府吹田市垂水町１丁目50番11号
債務者　宮里　結花（旧姓萩原）
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４２号
大阪市平野区流町４丁目９番８－308号
債務者　佐藤　文彦
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６４号
大阪府寝屋川市高柳７丁目26番12号
債務者　八坂　勝代
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８７号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目24番２号　山栄ハイツ302号
債務者　黒田由紀子
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９０号
大阪市浪速区大国３丁目３番23－205号
債務者　上甲　真美
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９５号
大阪市住之江区住之江２丁目12番２号　ロレーヌ住之江306
債務者　村上　和夫
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部